

# 災害対策マニュアル

平成26年7月29日

(一社)山口県LPガス協会

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会

会 長 中 野 泰 雄 (印略)

### LPガス災害対策マニュアル類の制定・改訂について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます

このたび、県協会の防災に関する規定基準類を別添のとおり制定・改訂いたしました。

これは、国の答申であります「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」に基づいて見直しを行ったものであり、その主な改正点は下記のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましては、この防災関係規定基準類について関係者に周知徹底されますとともに、貴社（販売所）が制定されている規定基準類の定期的な見直しに当たりましては、このたびの規定基準類をご参考にいただき、真に災害に強いLPガスの確立に向けた防災管理体制等の整備に万全を期されますようお願い申し上げます。

なお、県協会では、今後も引き続き実効性のある災害対策マニュアルとして見直し、改訂等を行っていく所存でありますので、会員の皆様方のご支援・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 山口県LPガス災害対策要綱関係

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合、県協会内に災害対策本部の設置
- (2) 災害対策本部長を核とする指揮命令系統の整備及び会員の動員体制の整備（第5条、第8条、第9条関係）

#### 2 LPガス災害対策マニュアル関係

- (1) マイコンメーターの復帰方法等の消費者保安啓発の推進
- (2) ガス放出防止器、容器プロテクター、容器の鎖の二重掛け等LPガス設備の耐震化対策の推進

(3) 中核充てん所との連携体制の推進

(4) 企業の枠を超えた点検・調査の推進

緊急対応（被害状況の確認等）、応急点検（LPガス復帰時の点検）及び復旧活動の導入・推進

(5) 災害情報等の収集・伝達体制の整備・推進

LPガス被災状況報告等の収集伝達システムの整備

(6) LPガス販売事業者の自主防災対策の推進

LPガス販売事業者による自主防災基準の制定・改定等の実施

### 3 新たに制定される災害時相互応援ルール関係

(1) 規定の趣旨

このルールは、県協会の行うローラー作戦のことであり、企業の枠を超えた点検・調査を行う際のルールであること。

(2) 応援要請の方法

大規模災害による被災状況によっては、単独の販売店での点検・調査が困難な場合、災害対策本部へ電話等で応援要請すること。

### 4 LPガス災害救援隊活動要領関係

地域外からの応援活動に必要な宿泊、食事等の手配については、被災地域では対応することが困難であるので、自ら手配し又は持参するとともに不慮の事故に備えて保険の加入を行うことについて追加改訂したものであること。

# 山口県LPガス災害対策要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、災害によって山口県内に重大な被害が発生、又は発生の恐れのある場合に一般社団法人山口県LPガス協会（以下「協会」という。）が会員相互と地域社会への協調支援を基本とした即応体制を確立し、県内におけるLPガスの保安確保及び安定供給に万全を期することを目的とする。

### (適用)

第2条 この要綱は、次の場合に適用する。

- (1) 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合
- (2) 震度5弱以上の地震が発生した場合
- (3) 風水害により地域に甚大な被害が発生した場合又は山口県から要請があった場合
- (4) 支部等から要請があった場合
- (5) その他LPガス協会長（以下「会長」という。）が必要と認めた場合

## 第2章 組織

### (災害対策本部の設置)

第3条 第1条の目的達成のため、会長は協会事務所に山口県LPガス災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 本部には、別表1に定めるところにより本部長及び副本部長を置き、本部長には会長、副本部長には担当副会長をもってあてる。
- 3 会長がその職務を実行できないときは、担当副会長が会長職務を代行する。会長及び担当副会長が共に職務を実行できない場合は、予め定められた順に従い他の副会長が代行する。

- 4 本部には総務部、情報部、供給点検部を設け、部長には担当副会長又は専務理事のいずれかをもってあてる。
- 5 本部長は、災害の危険がなくなったと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置が完了したときは本部を解散する。
- 6 本部が被災し、その機能が果たせない場合には、予め定められた順に従い、被災していない地域の現地対策本部を本部として機能させる。

(現地対策本部の設置)

第4条 本部長が指定したLPガス協会の支部に、本部長の指示又は第2条第1号から第3号のいずれかの各号の事象が発生した場合には、山口県LPガス災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- 2 現地本部には、別表2に定めるところにより本部長が指名した現地本部長及び現地副本部長を置くものとする。
- 3 現地本部には総務部、情報部、供給点検部を設け、部長には支部長又は支部役員をもってあてる。
- 4 現地本部は、原則として予め支部において定めた場所に設置する。
- 5 本部長は、災害の危険がなくなったと認めるとき又は災害の発生後において対策・措置が完了したときは現地本部を解散する。

(災害発生時の支援)

第5条 被災地域以外のLPガス販売事業者は、この要綱の目的を達成するため、本部長の要請に従い支援活動にあたることとする。

### 第3章 職 務

(本部の職務)

第6条 本部は、本部長の指示に従って、次の職務にあたる。

- (1) 災害関係情報の収集・分析・伝達
- (2) 現地本部の活動支援及び要請受諾
- (3) 支援者等との連絡調整
- (4) 国・県及び他の関係機関等との連絡調整

- (5) 中核充てん所及び特定石油ガス輸入業者等との連絡調整
- (6) 広報活動
- (7) LPガス及び関連器材の緊急調達（県との「災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定」を含む。）
- (8) その他

（現地本部の職務）

第7条 現地本部は、現地本部長の指示に従って、次の職務にあたる。

- (1) 被災状況の把握及び本部への情報提供
- (2) 被災事業者の実態把握及び本部への支援要請
- (3) 応援要員等との連絡調整
- (4) 広報活動
- (5) 第9条及び第10条の立案並びに指示
- (6) その他

（職員の職務）

第8条 協会事務局職員は、第3条の規定に従い、速やかに事務所に参集して本部の設置に備えるとともに、本部設置後はその機能を最大限発揮できるよう関係業務の調整にあたる。

（会員の職務）

第9条 会員は、本部又は現地本部の指示に従い職務に従事し、LPガスによる災害の発生又は災害拡大の防止活動を行うものとし、その職務は次のとおりとする。

- (1) 被災状況の現地本部への報告
- (2) 緊急対応措置の実施
- (3) 広報活動
- (4) 公共施設・避難所への応急供給の実施
- (5) 緊急保安活動状況の現地本部への報告
- (6) LPガス及び関連器材の緊急輸送
- (7) その他

## 第4章 雑 則

### (事後処理)

第10条 この要綱に定める災害活動等の事後処理は、LPガス関係事業者の責務と協調のもと速やかに、安全に執り行う。

### (費用)

第11条 この要綱により発生する費用の拠出については、本部において裁定するものとする。

なお、支援要員には手当を支給しないものとする。

### (細則)

第12条 前各条に定めるもののほか、その他必要事項については、本部長及び現地本部長の判断により決定する。

### (準用)

第13条 この要綱は、他の都道府県協会等から支援要請があった場合にも準用する。

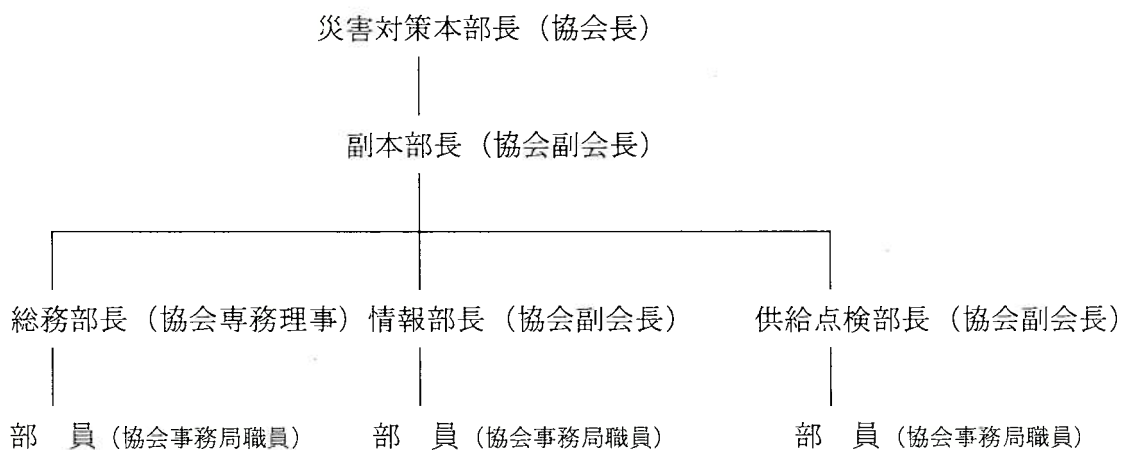
### (その他)

第14条 この要綱の実施に関して、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、国の委託による高圧ガス保安協会に設置された「地震対策マニュアル分科会」において検討された「LPガス災害対策マニュアル」（平成25年3月制定）に基づき従来の山口県LPガス災害対策要綱（平成9年7月4日制定）の見直し・改訂を行ったものであり、平成26年7月29日から施行する。

山口県LPガス災害対策本部の体制及び業務分担表

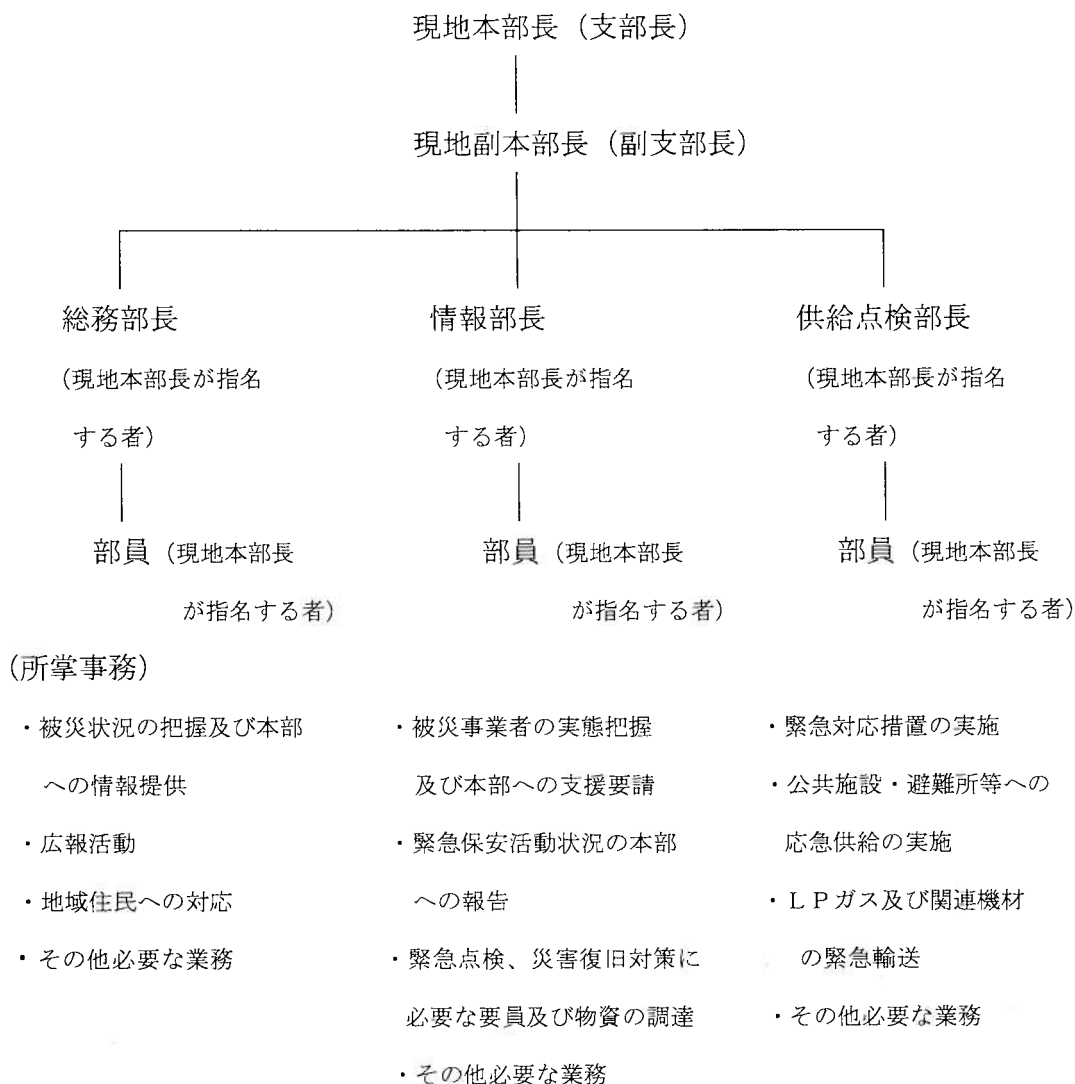


(所掌事務)

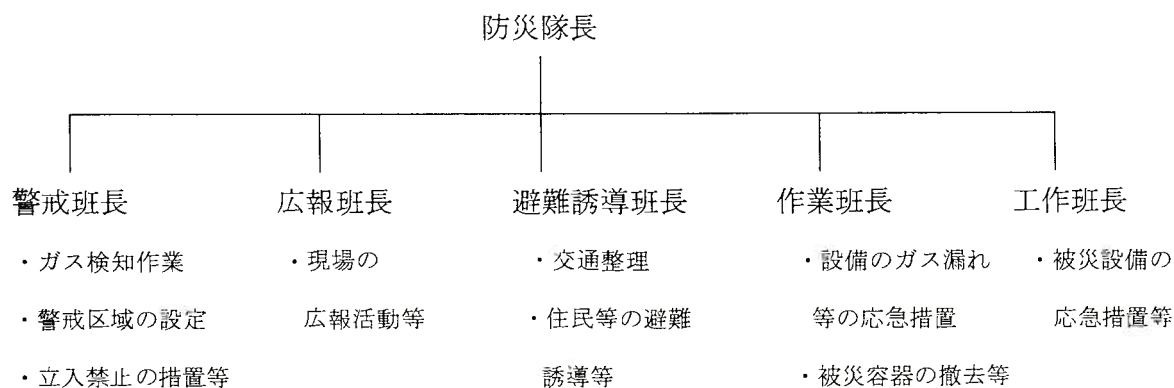
- |  |  |  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスコミ等への広報活動</li> <li>・ 関係官庁・団体及び協会<br/>支部等の連絡調整</li> <li>・ 支援者との連絡調整</li> <li>・ その他必要な業務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害関係情報の収集、分析<br/>伝達</li> <li>・ 現地本部の活動支援<br/>及び要請受託等</li> <li>・ その他必要な業務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策、応急点検及び復旧<br/>措置等の調整</li> <li>・ 緊急支援物質の応急調達等</li> <li>・ その他必要な業務</li> </ul> |
|--|--|--|



山口県LPガス協会支部現地本部の体制及び業務分担表



◇ 供給点検部長の下に、必要に応じて次の体制を設置するものとする。



# LPガス災害対策マニュアル

このマニュアルは、一般社団法人山口県LPガス協会（以下「協会」という。）の制定した「山口県LPガス災害対策要綱」に基づく災害対策等を実効あるものとするため、主に県内のLPガス販売事業者（以下「会員」という。）の行う災害対策としての日常業務、災害発生後の緊急対応・応急点検及び復旧措置等について定めたものである。

## 1 災害対策としての日常業務

災害に対して的確な対応を行うためには、日常の事業活動の中で以下のことがらの励行が望まれる。

- (1) 災害発生の緊急事態に備え、従業員の非常招集方法等について予め定めておくこと。
- (2) 顧客リストや配管図面等についての整備は当然のこと、保管体制の周知徹底を図りどのような状況においても速やかに活用できるよう心掛けること。また、緊急時において優先的に対応や供給等を行うべき施設を予め挙げておくこと。
- (3) 保安業務用機器、非常用電源、ラジオ、携帯電話等情報収集機器を整備すること。
- (4) 通常時から一般消費者等に、災害発生時等取るべき対応についての啓発を図っておくこと。

（事例）

- ア 使用中の火は消して、器具栓・元栓を閉止すること。
  - イ ガス漏れ等の異常に気づいた時は、容器バルブを閉めて販売店へ連絡すること。
  - ウ マイコンメータの復帰方法について周知すること。
- (5) 非常用の資機材（単段式調整器、ガス検知器、工具類等）、非常食、飲料水、車両用燃料、非常時の発電措置について日常から確保しておくこと。

## 2 災害に有効な設備対策

災害に有効な設備対策として、次のことがらが考えられるので、日頃からその普及には積極的に取り組むこと。

- (1) S型マイコンメータ等の設置
- (2) ガス放出防止器、容器プロテクター等の設置
- (3) 業務用設備に対する対震自動ガス遮断装置の設置

- (4) 鎖の二重掛け等による容器転倒防止対策の徹底強化
- (5) 燃焼器用ホースの使用
- (6) 可能な限り露出配管での施工
- (7) 可とう性・耐食性に優れた配管材料の選定と施工
- (8) 保安業務用機器及び携帯電話等情報収集に必要な機器の電源の確保
- (9) その他有効な設備対策

### 3 災害発生後の事業の対応

災害発生後はまず自分の身の安全を確保し、次に事業継続のために次のことを行う。

- (1) 従業員とその家族の安否の確認（本人確認ができるまで追跡すること。）
- (2) 事業所内の被害状況の確認
- (3) 供給先の被害状況の確認
- (4) 事業継続計画（BCP）の確認

### 4 緊急対応

緊急対応は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのために次の事項について実施する。

#### (1) 被害状況の確認

次の要領により、LPガス設備の被害状況を確認する。

##### ア 確認順位

確認は、LPガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、次の施設順位とする。

- ① 学校・病院等を含む公共施設
- ② 業務用施設
- ③ 集合住宅
- ④ 一般住宅
- ⑤ その他

##### イ 確認方法

確認は、容器バルブの閉栓及び容器の撤去等二次災害防止の措置の要否を見極めることを目的とし、以下の目視点検を行う。

- ① 建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無
- ② 容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無

## (2) 二次災害防止のための措置

### ア 容器バルブの閉栓又は容器撤去

確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、容器バルブの閉栓又は容器の撤去を行う。

### イ 広報活動

震度 6 弱以上の地震が発生した地域又は L P ガス設備が冠水した施設では、上記の目視点検で異常が認められなくても、さらに次章の応急点検で定める安全確認により L P ガス設備に異常がないと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。(使用禁止の周知用チラシ：別紙 1)

## 5 応急点検

被害状況の把握と、二次災害防止のための緊急対応がなされた後は、可能な限り速やかな供給開始が望まれるが、供給開始に先立つ応急点検は不可欠の作業である。

ただし、これは通常の調査点検とは異なり、短期間で多数の L P ガス設備に対して実施する必要があり、また、ガスの使用再開を図ることが目的であるので、効率を高めるために、次の要領によることとする。

### (1) 応急点検の対象施設

前章の緊急対応で定める目視点検を行った結果、さらに応急点検を行う必要があると認められた設備並びに震度 6 弱以上の地域及び L P ガス設備が冠水した地域の L P ガス設備すべてについて、応急点検の実施対象とする。

### (2) 応急点検の順位

応急点検は供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として、次の順位で実施することとする。

- ① 学校・病院等を含む公共施設
- ② 集合住宅
- ③ 一般住宅
- ④ 業務用施設
- ⑤ その他

### (3) 応急点検事項

応急点検は原則として、次の要領で実施することとする。

① 漏えい検査の実施

ガス漏れ検知器・漏えい検知液・自記圧力計又はマノメータでもって漏えい検査を実施する。(マイコンメータ出口からガス栓までの配管については、マイコンメータの復帰安全確認機能のチェックで漏えい検査の代替とする。)

② 給・排気筒の目視検査の実施

屋内設置の燃焼器に給・排気筒がある場合は、給・排気筒の外れなどがないか目視で確認する。

③ 燃焼テストの実施

漏えい等の異常が認められない場合は、燃焼器について燃焼テストを行う。

(注) 1) 冠水した調整器、マイコンメーター等は必ず交換すること。

2) 応急点検等の結果は、安全点検票(別表)に必ず記録すること。

(4) 周知

応急点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生した時や漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置について、周知書面(別紙2)により周知徹底を図る。

(5) 不在宅への措置

消費者が不在のため応急点検ができない場合は、容器バルブ又は中間ガス栓を閉止し不在票(別紙3)を置くものとする。

6 復旧措置

緊急対応又は応急点検を行った後、本格的な点検・調査や設備工事を要する場合には原則として、供給契約を締結しているLPガス販売事業者が行うこととする。

7 災害に備えた地域応援体制の整備や情報収集・発信体制の整備

(1) 市町別LPガス消費者世帯数の把握

協会は、LPガス設備の応急対策や復旧対策に資するため、毎年、市町別消費者世帯数の把握を行う。

(2) 広報の在り方

① マスコミへのアピール

協会は、県内の放送局や一般紙に対し、LPガス供給の実態及び災害時の復旧対

策等について平時から周知を図り、災害時の即報体制を備える。

② 一般消費者への広報

協会は、二次災害防止のための初期措置、LP ガス設備使用再開にあたっての注意事項等について、一般消費者に対して会員又は必要に応じてマスメディアを活用して行う。

(3) 災害対応機材等の常備

協会は、災害に備えて、次の応急生活物資を備蓄する。

(「災害時における応急生活物資の供給取扱規程」を参照すること。)

- ① LPガス充てん容器
- ② LPガス燃焼器
- ③ カセットコンロ
- ④ その他必要に応じて供給できるもの

(4) 山口県地域防災計画に基づく対応

協会は、山口県地域防災計画において定められた関係民間団体として、山口県と締結した協定書に基づき対応する。

(5) 救援隊の派遣等

協会は、専門的知識を有する「液化石油ガス設備士」を支部毎に登録し、被災現場から要請があった場合に出動する体制を整備する。

① 救援隊員の登録等

支部毎に登録する救援隊員の人数は、支部会員のおよそ20%とすること。

② 救援隊の派遣等

協会は登録された救援隊を管理し、災害が発生した地域における支部又は販売事業者から救援要請があった場合はすみやかに派遣する。

(6) 避難所等の情報の確認等

① 市町との連携

支部は災害時に備えて、市町が設置する避難所や医療機関等の情報の確認を行い災害発生時のLPガスの供給方法、供給設備や消費設備の設置場所、設置方法、設置費用等を市町と協議を行っておくものとする。

(市町と各支部長間の協定：災害時における応急生活物資の供給に関する協定書を参照すること。)

② 防災訓練の実施

支部毎に定期的に防災訓練を行い、市町との連携状況等を確認する。

(7) 災害時緊急車両の登録等

① 緊急車両の登録等

災害発生時の応急生活物資の搬送や緊急点検等のための車両がスムーズに通行できるよう必要な措置を講じておくものとする。

② 手続きの遂行

最寄りの警察署に緊急通行車両等事前届出書を提出し、事前届出済証の交付を受けておくものとする。

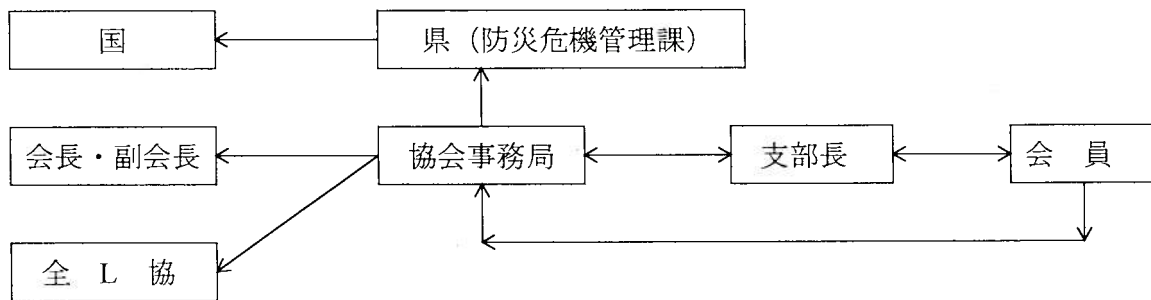
(8) 定期的な防災訓練の実施

定期的な防災訓練は、年1回以上、支部又は地区ごとに行う。

8 被害状況の報告

(1) 災害情報等の収集・伝達体制

災害情報等の収集伝達は次の体制で行うものとする。



(2) 会員の報告

会員は、山口県内で震度5弱以上の地震・風水害等が発生した場合の被災状況・復旧状況を「LPガス被災状況報告書〈販売事業所→支部長〉」(様式1)で支部長へ報告する。また、前回報告から被災状況や復旧状況に変化があった時には、適時報告を行うものとする。

(3) 支部長の報告

支部長は、会員からの被災状況・復旧状況を速やかに取りまとめて、「LPガス被災状況報告書〈支部長→協会〉」(様式2)で協会へ報告する。

#### (4) 協会の報告

① 協会は、県内で震度5弱以上の地震・風水害等が発生し、被害が甚大なため詳細な被害状況の把握が困難な場合には、支部と連絡がとれたか否か、情報収集活動ができていないか否か、被害があるかないか、といった抽象的な情報の収集を早急に行うものとする。

また、被災状況を取りまとめ、「LPガス被災状況〈緊急〉報告書」(様式3)で全国LPガス協会に報告する。

② 協会は、被災状況・復旧状況を「LPガス被災状況報告書」(様式4)により、全国LPガス協会に報告する。また、中国ブロック各県協会及び関係団体に対し、必要に応じ報告する。

③ 災害によりLPガスの供給に支障が生じ、石油備蓄法第33条第1項に定める経済産業大臣の勧告が出された場合、協会は、特定石油ガス輸入業者や中核充てん所等と情報を共有し、必要な報告を行うこととする。

#### 9 大規模災害時における相互応援

大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費者が多い場合又は会員自らが被災した場合は、地域のLPガス販売事業者、卸売事業者、保安機関等が協力して、協会が行うローラー作戦等に参画し、より効率的な緊急対応・応急点検を実施する。

別途、災害時の相互応援の取り決めとして、「災害時相互応援ルール」を定める。

#### 10 LPガス販売事業者の自主防災対策の推進

災害発生時の状況に応じた自主防災基準を策定し、LPガス関連設備からの二次災害の防止に努めるものとする。

(自主防災基準：LPガス販売事業者の自主防災基準(例示)を参照すること。)

#### 付 則

- 1 この災害対策マニュアルは、山口県LPガス災害対策要綱の見直し・改訂を通じて制定されたものであり、平成26年7月29日から施行する。
- 2 従来の「災害対応マニュアル」(平成18年6月9日制定)及び「LPガス施設等被害情報収集要領」(平成16年9月6日制定)は、この災害対策マニュアルの施行日をもって廃止する。



## 安全点検票

点検日	月 日	班	
		点検者	
地図コード		住所	
施設の区分	戸建・集合・公共・業務用	販売店名等	
消費者名		(不明の場合は 容器記載の名称)	
施設の状況	1 全壊 2 半壊 3 一部破損 4 被害なし		
調査の状況	1 調査不能 2 不在で調査不能		

供給設備の点検	点検項目		判定	点検項目		判定
	の	容器			ガスメータ	
容器バルブ			メータガス栓			
高低圧ホース			供給管の漏洩			
集合装置						
調整器						
容器の転倒転落防止措置						
消費設備の調査	配管の漏洩			中間ガス栓		
	未使用ガス栓					
	器具名 / 項目	漏れ		燃焼状態	排気筒等	判定
	こんろ					
	湯沸器					
	給湯器					
	風呂釜					
周知の内容	1 適	使用を許可した。				
	2 否	使用禁止の措置した。 (改善項目)				

- 注) 1 判定：適であれば○ 不適であれば× 非該当項目は斜線を記入する。  
 2 使用禁止の措置をした場合、消費者に「設備改善のお願い」を必ず手交すること。  
 3 業務用施設等で燃焼機器の数が多い場合は、空欄に「適○台、否○台」と記入すること。

**ガス使用禁止のお願い**

LPガス販売所の名称：  
\_\_\_\_\_

所在地：  
\_\_\_\_\_

連絡先の電話番号：  
\_\_\_\_\_

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

お客様にお願いします。

水につかったり、土砂に埋まったLPガス設備や器具等をお使いになる前には必ず上記のLPガス販売店に連絡いただき、点検を受けてからお使いいただきますようお願いいたします。

点検を受けずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、CO中毒事故等の事故が発生するおそれがあります。

平成 年 月 日

## 設 備 改 善 の お 願 い

LPガス販売所の名称：  
\_\_\_\_\_

所 在 地：  
\_\_\_\_\_

連絡先の電話番号：  
\_\_\_\_\_

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

お客様のLPガス設備を安全点検した結果、この災害によって設備の異常がありましたので、供給を受けている上記のLPガス販売店に連絡し、必ず設備改善をした後にご使用ください。

改善されずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、CO中毒等の事故が発生するおそれがあります。

平成 年 月 日

## お 客 様 へ の お 願 い

(不在者宅)

LPガス販売所の名称:

所 在 地:

連絡先の電話番号:

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この災害でお客様のLPガス設備の被害状況を確認するため、安全点検に伺いましたが、お留守でございました。

お帰りになられましたら、必ず上記のLPガス販売店にご連絡いただき、安全点検を受けてからLPガスをご使用ください。

安全点検を受けずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、CO中毒等の事故が発生するおそれがあります。

平成 年 月 日

販売事業所→支部長

平成 年 月 日  
時 分現在

支部長 殿

支部

販売事業所名:

担当者名:

L P ガ ス 被 災 状 況 報 告 書  
(第 報)

1 被災及び復旧(供給開始)状況

被災市町名	被災件数 (件)	被災状況				復旧状況		
		① 家屋倒壊により供給不能 (件)	② 容器転倒 (件)	③ 容器流出 (件)	④ ガス漏れ(①~③により発生したものを含む) (件)	⑤ ①~③のうち供給開始 (件)	⑥ ③のうち回収済み (件)	⑦ ④のうち対応済み (件)
合計								

注1: 第2報以降の報告については、最新(前回までの報告数を含んだトータル)の件数を記入すること。

2 事業所の被災状況

注2: 店主や従業員の人的被害並びに店舗、販売施設及び在庫数の物的被害について簡潔に記入すること。

3 県協会への要請、連絡事項等

支部長 → 協会

平成 年 月 日  
時 分現在

(一社)山口県LPガス協会 殿

支部長

報告者氏名:

L P ガ ス 被 災 状 況 報 告 書  
(第 報)

1 支部会員事業所の報告状況

支部内の会員事業所数	
報告のあった事業所数	

2 被災及び復旧(供給開始)状況

被災市町名	被災件数 (件)	被災状況				復旧状況		
		① 家屋倒壊により供給不能 (件)	② 容器転倒 (件)	③ 容器流出 (件)	④ ガス漏れ(①~③により発生したものを含む) (件)	⑤ ①~③のうち供給開始 (件)	⑥ ③のうち回収済み (件)	⑦ ④のうち対応済み (件)
合計								

注1: 第2報以降の報告については、最新(前回までの報告数を含んだトータル)の件数を記入すること。

3 事業所の被災状況

注2: 店主や従業員の人的被害並びに店舗、販売施設及び在庫数の物的被害について簡潔に記入すること。

4 県協会への要請、連絡事項等

# L P ガ ス 被 災 状 況 〈 緊 急 〉 報 告 書

## ( 第 報 )

平成 年 月 日  
時 分現在

(一社)全国LPガス協会 宛

協会名 (一社)山口県LPガス協会

担当者名:

### 1 災害の種類

地震、風水害、その他( )

### 2 被災地域の支部との連絡及び被災確認状況

被災地域の支部名	連絡が取れたかの有無	連絡が取れた場合	
		その時点において被災状況が分かるかの有無	分かった範囲の被災状況
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	

注1)被災支部数が上表より多い場合は、行を追加して記入ください。

注2)第2報以降の連絡については、最新(前回までの連絡数を含んだトータル)の件数を記入ください。

注3)詳細は別添の「LPガス被災状況報告書」による。

平成 年 月 日  
時 分現在

(一社)全国LPガス協会 宛

FAX

Eメール

協会名 (一社)山口県LPガス協会

担当者名:

## L P ガ ス 被 災 状 況 報 告 書 (第 報)

### 1 被災及び復旧(供給再開)状況

被災市町村名	被災地にお客様がある販売所事業者数 (所)	① 被災地における被災前の供給(お客様)件数 (件)	被災状況(①の内訳)			復旧状況(③の内訳)		
			② ①のうち被害がなく供給している件数 (件)	③ ①のうち家屋倒壊・容器転倒・ガス漏れ等の被害があった件数 (件)	①-〔②+③〕 ①のうち被害状況未確認件数 (件)	④ ③のうち家屋倒壊等により供給ができなかった件数 (件)	⑤ ③のうち修復等が完了し供給できるようになった件数 (件)	③-〔④+⑤〕 ③のうち修復等未完了件数 (件)
合計								

注1)被災市町村数が上表より多い場合は、行を追加してご記入ください。

注2)第2報以降の報告については、最新(前回までの報告数を含んだトータル)件数をご記入ください。

### 2 全国LPガス協会への要請事項

- ① 人員:
- ② 物資:
- ③ その他:

### 3 これまでに実施した周知、広報、依頼等

- ① 販売事業所対象:
- ② 消費者対象:
- ③ 地方公共団体(県・市長村等)対象:





ＬＰガス販売事業者の自主防災基準（例示）について（２／２）

状況	行動基準	行動内容
	<p>9 防災・災害に関する教育・訓練用資材の整備</p>	<p>◆ ＬＰガス販売事業者は、従業員等の関係者に対して、防災・災害に関する教育・訓練を実施し、防災意識を高めるとともに、災害時の対応に関する基礎知識及び実践的知識の習得に努め、迅速かつ適切な応急活動の実施を図ること。そのために必要な教育・訓練用の資材を整備しておくこと。</p>
<p>災害発生時の対応</p>	<p>自らで安全確認を図りつつ、初期対応に努めること。</p> <p>↓</p> <p>事業所内のＬＰガス関係施設の点検</p>	<p>◆ 大規模災害が発生した場合、自社の緊急時措置基準や行動基準に従って、必要な対応をとること。例えば、次の措置をとること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火気の始末、ガスの元栓及び容器バルブを確実に閉止すること。</li> <li>・従業員は必要に応じて安全な場所に待機しておくこと。</li> <li>・事業所内に災害対策本部を設置すること等</li> </ul> <p>◆ 当該災害の規模や被害状況等について、必要に応じて緊急時被害状況評価書により総合評価し、以後の災害対応に資すること。（Ｂ評価：事業所内の災害対策本部設置準備）</p>
<p>災害直後の対応</p>	<p>↓</p> <p>ＬＰガス協会支部との連絡</p> <p>↓</p> <p>一般消費者等へのＬＰガス設備の「緊急対応」の実施</p>	<p>◆ 一般消費者等の緊急時巡回表や緊急対応地域について確認を行うこと。</p> <p>◆ 緊急対応の応援体制について連絡調整を行うこと。</p> <p>◆ 安全確保を優先しつつ自社の被害情報等について、可能な限り早期にＬＰガス協会支部へ報告すること。</p>
<p>災害後の対応</p>	<p>↓</p> <p>ＬＰガス協会支部との連絡</p> <p>「応急点検」の実施</p>	<p>◆ 緊急対応要領に基づく緊急対応の実施 大規模な災害が発生した地域に対して、災害後おおむね４８時間程度の活動として、被害状況の確認と併せて、二次災害の防止のための緊急対応を行うこと。</p> <p>◆ 緊急対応の結果、ＬＰガス設備に被害があった場合には「使用不可能」の表示を行うこと。</p> <p>◆ 協会支部へ緊急対応の結果（被害状況を含む。）について報告を行うこと。</p>
<p>復旧への対応</p>	<p>↓</p> <p>復旧体制への移行</p>	<p>◆ 復旧対策としての災害後の本格的な点検調査の実施は、ＬＰガス販売事業者が復旧措置要領に基づき対応していくこと。</p> <p>◆ 追加的な被害情報や復旧状況等について、適宜支部等へ報告を行うこと。</p>



## 災 害 時 相 互 応 援 ル ー ル

山口県内のLPガス販売事業者（以下「会員」という。）は、県内に大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又は会員自らが被災した場合には、地域及び住民がLPガスを安全に使用するため、LPガス災害対策マニュアルに基づき、被災した会員がガスを供給している一般消費者等に対する緊急対応・応急点検をその総力を挙げて応援するものとする。

### （趣旨）

第1条 このルールは、会員において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災事業者独自では被災された一般消費者等の緊急対応・応急点検が、十分に実施できないと認められるとき、事業者相互の応援による緊急対応・応急点検等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、緊急対応・応急点検以外の相互の応援については、必要に応じて定めるところによるものとする。

### （応援の内容）

第2条 緊急対応・応急点検は、以下の内容で行うものとする。

ア 緊急対応・応急点検と復旧措置を明確に区分し、特に緊急対応・応急点検の手順や応援者の対応方法等を具体的に定め、自社の顧客か他社の顧客かにかかわらず一般社団法人山口県LPガス協会（以下「協会」という。）として実施すること。

（別添：応援者の心構えや応援者が持参する物資等を参照すること。）

イ 緊急対応・応急点検は原則2人以上で実施し、その際には販売勧誘活動を行わないこと。

ウ 緊急対応・応急点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生した時や漏えい等の異常が認められた場合に取るべき措置について、別紙1によ

り周知徹底を図ること。

エ 消費者が不在のため緊急対応・応急点検ができない場合は、容器バルブ又は中間ガス栓を閉止して、別紙2の不在票を置くこと。

オ 緊急対応・応急点検の結果は、安全点検表（別表）に必ず記録すること。

カ 緊急対応・応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合は原則として供給契約をしている会員が実施すること。

#### （応援要請の手続）

第3条 応援を受けようとする会員は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の災害対策本部に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 緊急対応・応急点検に必要な物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

#### （情報交換）

第4条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部ごと又は支部をまたいで、緊急対応・応急点検等の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

#### （訓練の参加）

第5条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部ごと又は支部をまたいで、緊急対応・応急点検、人的支援等の訓練を実施するとともに、県又は市町主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第6条 協会は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支援体制図、緊急対応・応急点検要員の確保のための有資格者のリストアップ、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 協会は、このルールを実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(雑則)

第7条 このルールに定めのない事項は、その都度、代表者の会議や各種委員会等において協議して定める。

附則

このルールは、平成26年7月29日から施行する。

## 設 備 改 善 の お 願 い

(一社) 山口県LPガス協会

今回の災害に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

お客様のLPガス設備を安全点検した結果、この災害によって設備の異常がありましたので、供給を受けているLPガス販売店に連絡し、必ず設備改善をした後にご使用ください。

改善されずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、CO中毒等の事故が発生するおそれがあります。

平成 年 月 日

お 客 様 へ の お 願 い

(一社) 山口県LPガス協会

今回の災害に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

この災害でお客様のLPガス設備の被害状況を確認するため、安全点検に伺いましたが、お留守でございました。

お帰りになられましたら、必ずLPガス販売店にご連絡いただき安全点検を受けてからLPガスをご使用ください。

安全点検を受けずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故火災、CO中毒等の事故が発生するおそれがあります。

平成 年 月 日



## 安全点検票

点検日	月 日	班	
		点検者	
地図コード		住所	
施設の区分	戸建・集合・公共・業務用	販売店名等	
消費者名		(不明の場合は 容器記載の名称)	
施設の状況	1 全壊 2 半壊 3 一部破損 4 被害なし		
調査の状況	1 調査不能 2 不在で調査不能		

供給設備の点検	点検項目		判定	点検項目		判定
		容器			ガスメータ	
	容器バルブ			メータガス栓		
	高低圧ホース			供給管の漏洩		
	集合装置					
	調整器					
	容器の転倒転落防止措置					
消費設備の調査	配管の漏洩			中間ガス栓		
	未使用ガス栓					
	器具名 / 項目	漏れ		燃焼状態	排気筒等	判定
	こんろ					
	湯沸器					
	給湯器					
	風呂釜					
周知の内容	1 適	使用を許可した。				
	2 否	使用禁止の措置した。 (改善項目)				

- 注) 1 判定：適であれば○ 不適であれば× 非該当項目は斜線を記入する。  
 2 使用禁止の措置をした場合、消費者に「設備改善のお願い」を必ず手交すること。  
 3 業務用施設等で燃焼機器の数が多い場合は、空欄に「適○台、否○台」と記入すること。

## 応 援 者 の 心 構 え

被災地の応援にあたり、十分ご承知のこととは存じますが以下の点にご配意願います。

- 1 被災地への救援であることを自覚して行動すること。
- 2 被災者へ暖かい目を向け、誠意ある態度で接すること。
- 3 「山口県LPガス協会の〇〇です。LPガス設備の点検にきました。」と、身分及びにLPガス設備の点検に来たことを相手にはっきりと伝えること。（身分を証明できる免許証、免状等を携帯すること。）
- 4 安全点検事項について、もれのないように確実に点検すること。
- 5 異常がある場合は、必ず「設備改善のお願い」を手交と口頭で説明し、異常がない場合は、口頭ではっきり消費者に伝えること。  
[例] 設備に異常はありませんので、今までどおり使用してください。  
[例] 配管に漏えいがありますので、ガスは使用しないでください。  
販売店とご相談して、改善が終わってからご使用ください。  
[例] 使用中にガス漏れ警報器の作動、その他異常があれば、使用を中止して販売店へ連絡してください。
- 6 不明な点は、自己判断せずに、ペアである同伴者と相談すること。
- 7 勝手な行動は慎むこと。
- 8 都市ガスの消費者から点検の依頼があったら、「都市ガス会社も点検に回っておりますので、それまでお待ちください。」などと丁寧に断ること。
- 9 その他、消費者には親切、丁寧に対応すること。

## 応援者が持参する物資等

1 漏えい検査 機器	① 自記圧力計 ② ガス漏れ検知器 ③ 漏えい検知液
2 服装等	① ヘルメット ② 安全靴 ③ 軍手・革手袋 ④ 作業服 ⑤ マスク
3 その他必需品	① 懐中電灯(予備電池) ② 携帯電話(予備電池) ③ ボールペン・マジック ④ 緊急工具類(ドライバー(水害時)) ⑤ 身分を証明できる物 ⑥ 自分のための飲食物

# L P ガス 災 害 救 援 隊 活 動 要 領

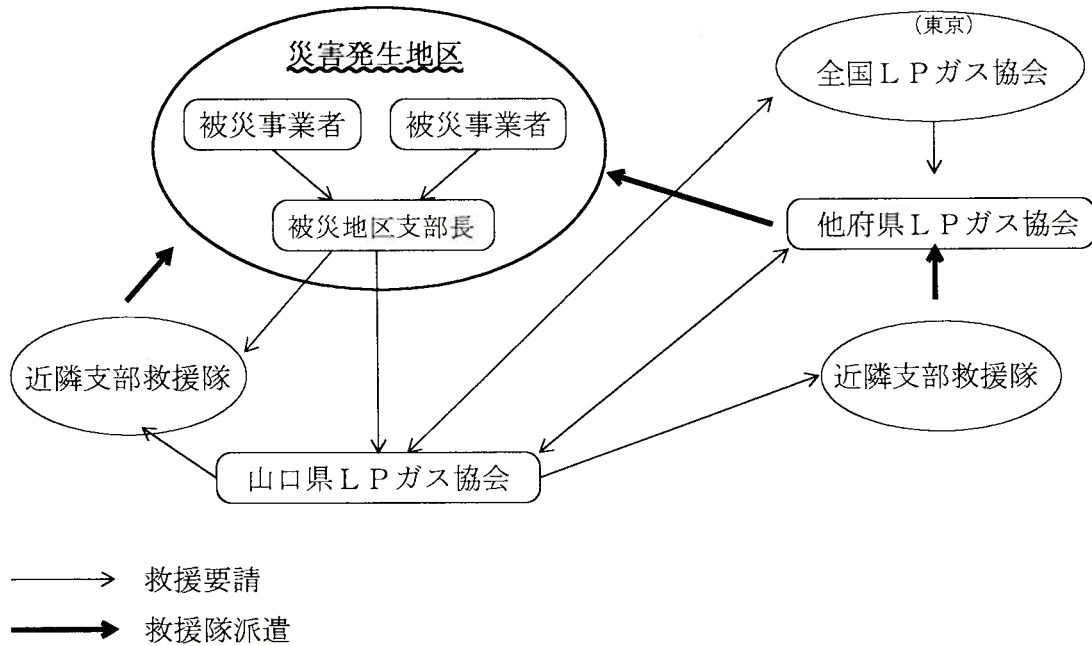
平成 18 年 7 月 4 日 制定  
平成 18 年 12 月 19 日 一部改訂  
平成 25 年 4 月 1 日一部改訂  
平成 26 年 7 月 29 日一部改正

## 1 目的

この要領は、地震等の大規模災害の発生により、L P ガス設備の応急復旧を図るための  
応援要請を求められた場合の救援活動について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 災害発生時の救援体制

救援体制は、下図のとおりとする。



## 3 救援活動

- (1) 救援隊員は、山口県L P ガス協会又は支部（長）の要請を受けて出動する。
- (2) 救援隊員は、出発から帰着まで各自の責任の下に活動する。
- (3) 救援隊員は、出動に当たって救援要請先の救援作業内容等を確認する。また、救援隊員は、救援活動を行う間の宿泊、食事等の手配を自ら手配又は持参するとともに、不慮の事故に備えて保険に加入する。
- (4) 救援隊員は、被災現場に到達後は救援要請のあった被災地の支部（長）、又は救援要請のあった被災事業者の指揮下で活動する。

## 4 活動報告

救援隊員は、救援活動終了後その旨を救援要請のあった県L P ガス協会、又は支部（長）に報告する。

## 5 救援活動中に生じた被害又は加害事故に対する補償

（一社）全国L P ガス協会の防災活動保険により補償するものとする。